

議案第48号

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例案

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成29年守口市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 市の区域内に所在地を有する施設で、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。以下「障害者支援施設等」という。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）</u>であって、当該施設に入所をした際市の区域外（大阪府の区域内に限る。）に住所</p>	<p>第1条 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 市の区域内に所在地を有する病院、診療所又は施設で、<u>国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）への同項各号に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）</u>であって、当該病院等に入院等をした際市の区域外（大阪府の区域内に限る。）に住所を有していたと認められるもの</p>

を有していたと認められるもの

3 第1項の規定にかかわらず、市の区域外（大阪府の区域内に限る。）に所在地を有する障害者支援施設等への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際市の区域内に住所を有していたと認められるものは、対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市の区域外（大阪府の区域内に限る。）に所在地を有する病院等への入院等をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該病院等に入院等をした際市の区域内に住所を有していたと認められるものは、対象者とする。ただし、前項第1号から第5号までのいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、対象者とする。ただし、第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する者を除く。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在

第3条 略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付並びに精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が

する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち1の病院等から継続して他の病院等に入院等を行うこと（以下「継続入院等」という。）により当該1の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条 略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部

<p>負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>
--	--

（守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第2条の2まで 略</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第3条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付並びに精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 略</p>	<p>第1条から第2条の2まで 略</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第3条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 略</p>

以下 略

以下 略

(守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 守口市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年守口市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 医療費 規則に定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。)、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合 <u>(精神病床への入院に係る給付を除く。)</u>における療養に要する費用をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 医療費 規則に定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。)、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用をいう。</p> <p>(4) 略</p>

第3条 略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者に対し医療保険各法の規定による療養の給付若しくは食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給又は医療保険各法以外の法令の規定による医療に関する給付が行われた場合 (精神病床への入院に係る給付を除く。) において、自己負担費用から、次の各号に掲げる額を控除した額を助成する。

(1)及び(2) 略

以下 略

第3条 略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者に対し医療保険各法の規定による療養の給付若しくは食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給又は医療保険各法以外の法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、自己負担費用から、次の各号に掲げる額を控除した額を助成する。

(1)及び(2) 略

以下 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた医療に係る第1条の規定による改正前の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第6号、第3項及び第4項の規定は、施行日以後に同条第2項第6号に規定する入院等(以下「入院等」という。)をした者について適用し、同日前に入院等をした者については、令和3年11月1日から適用する。
(守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に行われた医療に係る第2条の規定による改正前の守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成については、なお従前の例による。
(守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に行われた医療に係る第3条の規定による改正前の守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成については、なお従前の例による。